㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三十九号、二百四十号及び二百四十三号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道網走郡大空町女満別本郷二九一番二から同町女満別本郷二九〇番一まで	前	二五・四七～七六・二一〇メートル	〇・二六七キロメートル
	後	二五・四七～三〇・一四〇メートル	〇・二六七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日　北海道開発局長　今　日出人

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三百三十二号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町旧野上七二番一から同町旧野上七二番一まで	前	二七・四二～四二・九四メートル	〇・二八二キロメートル
	後	二七・五八～六八・一八メートル	〇・三八二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日　北海道開発局長　今　日出人

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三百三十二号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町野上九六番から同町野上一〇八番一まで	前	二二二・四八～二二九・〇七メートル	〇・二八七キロメートル
	後	二二三・四八～八二・〇八メートル	〇・二八七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日　北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号及び二百三十三号	旭川市神居町神居古潭国有林上三南部森林計画区上三中部森林管理署二八九林班に小班地内	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年七月八日

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月8日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年6月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ライズ　森下　直也　東京都千代田区麹町2－3麹町プレイス8階　国土交通大臣許可（般－24）第22425号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年4月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月8日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年6月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　綿半鋼機株式会社　長野　正典　長野県飯田市北方1023－1　国土交通大臣許可（特－24）第20074号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年4月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月8日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年6月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中央ビルト工業株式会社　安孫子雷太　東京都中央区日本橋富沢町11－12　国土交通大臣許可（般・特－27）第4309号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年5月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月8日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年6月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　積水化学工業株式会社　高下　貞二　東京都港区虎ノ門2－3－17　国土交通大臣許可（特－27）第5117号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年5月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。